

特定健診・各種がん検診のお知らせ

お申し込みは、お電話で。



次の日程で各種検診を行います。特定健診は、35歳以上の名寄市国民健康保険に加入している方全員が対象となり、無料で受けられます。治療している方も対象になっていますので、健診結果をもとに生活習慣を振りかえる機会としてください。

がん検診は、市民の方が対象です。大腸がん検診無料クーポン券をお持ちの方は、有効期限が平成24年3月31日までとなっていますので、ぜひこの機会にご利用ください。

詳細についてはお問い合わせください。

とき	ところ
平成24年1月12日(木)	7:00~10:00
1月13日(金)	
1月17日(火)	
1月18日(水)	
ふうれん健康センター	
総合福祉センター	
保健センター	
検診内容	特定健診、胃・肺・大腸・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、結核検診、エキノコックス症検診
子宮がん	1月20日(金) 9:00~14:00 保健センター

※日時によっては定員に達している場合がありますのでご了承ください。

国民健康保険のお知らせ

▼国民健康保険第三者行為（交通事故等）による届け出

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担すべきものですが、国保の保険証を使って治療を受けることができます。この場合、国保が治療費を一時立て替え、後日加害者にその立て替え分を請求することになります。

ただし、加害者側へ請求を行うためには被害者側からの届け出が必要となりますので、国保を使うときには必ず国保高齢医療係に届け出てください。

加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませてしまうと国保が使えなくなる場合がありますので、示談を結ぶ前に必ず国保高齢医療係にご相談ください。

▼届出は14日以内に

次の場合は必ず届け出を

●国保に加入するとき

- ◇転入したとき
- ◇退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ◇子どもが生まれたとき

●国保をやめるとき

- ◇転出するとき
- ◇就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ◇被保険者が死亡したとき

会社の健康保険に加入した後、新しい保険証が届かないからといって、国保の保険証を使って病院に受診した場合は、国保が負担した分の医療費を後日お返ししていただくことになります。

また、会社などの健康保険に加入後、国保をやめる届け出をしていない場合は、**会社の保険料と保険税を二重に支払ってしまうことがあります**のでご注意ください。

●夜間相談窓口のご案内

日中、国民健康保険税に関する相談が難しい方は、この機会にご利用ください。

- ・とき 12月20日(火)・21日(水)・26日(月)
17:30~19:30
- ・ところ 市民課国保高齢医療係 (名寄庁舎1階)

問い合わせ 市民課国保高齢医療係 名寄庁舎1階
☎01654③2111 (内線3114・3115)
地域住民課 風連庁舎1階
☎01655③2511 (内線118・119)



申し込み・問い合わせ

保健センター
名寄市西2北5丁目
☎01654②1486

休日当番医 急患に限りです

12月4日	名寄市立総合病院 ☎01654③3101
11日	吉田病院 ☎01654③3381
18日	名寄東病院 ☎01654③2188
23日	名寄市立総合病院 ☎01654③3101
23日	なよろ眼科 ☎01654③0746
25日	名寄中央整形外科 ☎01654③2006
31日	あかいし内科医院 ☎01654③7177
1月1日	名寄市立総合病院 ☎01654③3101
1月2日	名寄中央整形外科 ☎01654③2006
1月3日	名寄東病院 01654③2188



救急医療情報案内

フリーダイヤル

☎0120-20-8699

子育て保健 ミニカレンダー



12月

- 1日(木) ちびっこひろば②
- 6日(火) ちびっこひろば③
- 9日(金) 親子ふれあいひろば
- 13日(火) 7カ月児健診
- 16日(金) 3歳児健診
- 19日(月) 股関節脱臼検診
- 26日(月) 3~4カ月児健診
BCG
- 27日(火) 赤ちゃん計測日

※詳しくは母子保健カレンダーをご覧ください。

HEALTHY GUIDE

名寄市地域子育て支援センター

「さくらんぼ」(☎01654②5683)



12月・1月の催し

- 親子遊びの広場「クリスマス飾りの製作」
 - ・とき 12月6日(火) 10:00~11:30
 - ・ところ ほっと21
 - ・内容 クリスマスを楽しみに親子で一緒に作りましょう。
- 親子遊びの広場「お楽しみ会」
 - ・とき 12月20日(火) 10:00~11:30
 - ・ところ ほっと21
 - ・内容 音楽・お話しなどで楽しみましょう。お母さんの出しものも募集します。
- 親子講座「絵本の読み聞かせ」
 - ・とき 1月31日(火) 10:00~11:30
 - ・ところ ほっと21
 - ・内容 「名寄本読み聞かせ会」による絵本の読み聞かせのほか、パネルシアターなどを行います。事前申し込み不要。

名寄大谷認定こども園子育て支援センター

「ちゅうりっぷ」(連絡先☎01654⑧7711)



12月行事予定

- のびのびひろば「身体測定」
 - ・とき 12月21日(水) 9:00~10:30
 - ・ところ 名寄大谷認定こども園保育園2階
 - ・内容 自由あそびの中で行います。身長、体重を測定し、手型をとります。
- ファミリーひろば 10:00~11:30
 - ・ところ 名寄大谷幼稚園ゆうぎ室
 - 12月 3日(土) 子育て相談、電話相談、絵本貸し出し
 - 12月17日(土) こどものけが・事故を予防しよう(名寄大谷こども園 養護教諭)

詳しくはお問い合わせください。

健康づくり体操教室のお知らせ

- とき 12月7日(水)、15日(木)、22日(木)、29日(木)
9:30~11:15
ところ 総合福祉センター
内容 フォークダンス・民謡踊り・自ぎょう術
持ち物 上靴
申し込み 当日会場で受け付けます。
問い合わせ 名寄庁舎2階 高齢介護課高齢福祉係
☎01654③2111 内線3231

子ども手当の手続きはお済みですか？

本年10月から子ども手当の制度が変わりました。10月分からの手当を受けるには、今まで子ども手当を受給していた方を含め、すべての方が「認定請求書」を市の窓口(公務員は勤務先)に提出することが必要です。

平成23年9月30日現在、子ども手当を受給していた方、申請をされた方には10月中旬ごろにお知らせしています。

最初の支払い期(平成24年2月)に受給するための申請期限は次のとおりです。申請用紙が届いていない、または不明な点につきましてはこども未来係にお問い合わせください。

申請期限 12月30日(金)

※猶予期間

平成24年3月31日までに手続きを済ませると、本年10月分からの手当を受給できます。

提出するもの

- ・子ども手当認定請求書
 - ・健康保険被保険者証の写し(請求者が被用者<<サラリーマン>>の場合)
 - ・請求者名義の預金通帳の写し
- ※その他、必要に応じて提出していただく書類があります。

《10月からの子ども手当の変更点》

支給額(平成23年10月分~平成24年3月分)

子どもの年齢	支給額(月額)
0~3歳未満	15,000円
3歳~小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳~小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生(一律)	10,000円

支給要件

- ①子どもが国内に居住していること(留学の場合は除く)
- ②子どもが施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、施設の設置者や里親に支給
- ③未成年後見人や海外居住の父母が指定する方に支給
- ④父母が離婚協議中で別居している場合、子どもと同居している方に支給

問い合わせ

こども未来課こども未来係(市役所名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3241)